

軽井沢町有機 J A S 認証取得推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、環境にやさしい農業を推進するため、予算の範囲内において、生産行程管理者が有機 J A S 認証を受けるために要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産行程管理者 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項に規定する生産行程管理者をいう。
- (2) 有機 J A S 認証 日本農林規格等に関する法律第 10 条第 2 項に規定する認証であって、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年農林水産省告示第 1605 号）第 3 条に規定する有機農産物に係るものをいう。
- (3) 認証事項の確認 日本農林規格等に関する法律施行規則（令和 4 年財務省、農林水産省令第 3 号）第 48 条第 1 項第 2 号ハの規定による確認であって、当該有機 J A S 認証を受けた年度（第 5 条の表において「認証年度」という。）の翌年度及び翌々年度に受けたものをいう。
- (4) 技術的基準 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成 17 年農林水産省告示第 1830 号）をいう。
- (5) 登録認証機関 日本農林規格等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する登録認証機関をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、生産行程管理者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有するもの（グループにあつては、町長が別に定めるもの）
- (2) 軽井沢町暴力団排除条例（平成 26 年輕井沢町条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないもの
- (3) 町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していないもの（個人にあつては、その属する世帯の全ての世帯員が滞納していないもの）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町内のほ場に係る有機 J A S 認証又は認証事項の確認に要した経費（国、地方公共団体又は公益的団体から受け、又は受けようとする他の補助金等の交付の対象である経費を除く。）であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該有機 J A S 認証を受けるために技術的基準三の2に規定する生産行程管理責任者として選任された者が受講した技術的基準三の2の(1)に規定する講習会の受講料（1人に係るものに限る。次条の表において「受講料」という。）
- (2) その他登録認証機関に支払った経費であって、町長が別に定めるもの（次条の表において「手数料等」という。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の第1欄に掲げる補助金の交付を受ける年度に応じ、同表の第2欄に定める認証又は確認に要する経費に対して、同表の第3欄に定める額を上限として同表の第4欄に定める補助率により算出した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

年度	経費	上限額	補助率
認証年度	受講料及び手数料等（有機 J A S 認証に係るものに限る。）	20万円	10分の10
認証年度の翌年度	手数料等（認証事項の確認に係るものに限る。）	15万円	10分の7.5
認証年度の翌々年度	手数料等（認証年度の翌々年度に受けた認証事項の確認に係るものに限る。）	10万円	10分の5

(交付申請)

第6条 補助金の交付の対象者となる者は、補助金の交付を受けようとするときは、有機 J A S 認証取得推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 登録認証機関が発行した有機 J A S 認証を取得していることを証する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し及びその内訳が分かる書類の写し
- (3) 調査同意書（様式第2号）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の回数は、一の有機 J A S 認証当たり 1 年度につき 1 回を限度とする。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

有機JAS認証取得推進事業補助金交付申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

軽井沢町有機JAS認証取得推進事業補助金交付要綱第1条に規定する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 当該有機JAS認証に係るほ場の所在地

2 補助対象経費 円

3 振込先口座

金 融 機 関	銀行・信用金庫 信用組合・農協
	本・支店（所）
種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

（備考） 振込先口座は、請求者の名義のものを記入してください。

- （添付書類）
- 1 登録認証機関が発行した有機JAS認証を取得していることを証する書類の写し
 - 2 補助対象経費に係る領収書の写し及びその内訳が分かる書類の写し
 - 3 調査同意書（様式第2号）
 - 4 その他町長が必要と認める書類

調査同意書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者及びその属する世帯の世帯員は、軽井沢町有機JAS認証取得推進事業補助金交付要綱第3条に該当するかどうかを町長が確認するに当たり、申請者及びその属する世帯の世帯員の住民基本台帳の記録の状況並びに町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）の納付状況について調査することに同意します。

申請者 住 所

氏名（自署）

世帯員 氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

氏名（自署）

- （備考）
- 1 申請者の属する世帯の世帯員全員が、署名してください。
 - 2 世帯員の欄が足りないときは、適宜欄を追加してください。